

**効果的な核軍縮への橋渡し**  
**- 2020年NPT運用検討会議のための提言 -**

**I. 分断された世界のための共通目標の模索**

1. 現在、核兵器のない世界に向けた見通しは不鮮明となっており、もう一度焦点を定め直す必要がある。軍縮における2つの相反する潮流の対立がより先鋭化している。一部の国は、戦略環境の悪化への懸念から、核抑止が国家と国際の安全保障と安定に資するものであり、大きな戦争を防ぐとの信念の下、核抑止への依存を改めて確認することへと駆り立てられている。一方、他の国や被爆者を含む市民社会グループは、核兵器禁止条約（TPNW）の採択に見られるように、核兵器の使用がもたらしうる悲惨な非人道的結末のリスクへの深い懸念から、一日も早い核兵器の完全な廃絶を追求している。この分断は深く、またとても強固なもので、異なる立場の国々の間で重要な事柄に関する有意義なやり取りができなくなっている。
2. 本賢人会議は、核軍縮をめぐる停滞はとても擁護できるものではないと強く考える。核兵器不拡散条約（NPT）プロセスやTPNWをめぐる各国の間で見解の違いが存在しようとも、国際的な核の秩序の崩壊は、いかなる国にとっても利益とはならない。さらに言えば、NPT第6条に基づいて国際的な安全保障環境を改善しながら核兵器のない世界を追求することが、すべての国にとっての共通の利益である。国際社会は、立場の違いを狭め、また究極的には無くすため、直ちに行動しなければならない。すべての関係者は、たとえ異なる見方を持っていたとしても、核の危険を減らすために協働することができるのであり、対話のための共通の基盤を共に追求していく作業を促進するために、議論における礼節と異なる意見を尊重する姿勢を取り戻されなければならない。
3. こうした状況を背景に、本賢人会議は、第II部に記されている橋渡しのための措置に各国が緊迫感を持って着手すべきであると提言する。これは、NPTの今次運用検討プロセスにおいて核軍縮・不拡散を活性化し、同プロセス自体を強化し、異なるアプローチを収斂させるための下地を作るために必要である。

**核不拡散・核軍縮体制を維持するための前提**

4. 73年にわたる不使用の慣習に裏打ちされた核不使用の規範は、あらゆる手段で維持されなければならない。
5. NPTは核兵器のない世界という共通の目標の前進に向け、引き続き中心的な存在である。
6. NPTを維持するため、すべての締約国は究極的かつ完全な核廃絶に向けた共同の約束、すなわち1995年の運用検討プロセスにおける、原則及び

目標、並びに運用検討プロセスの強化に関する決定と、2000年及び2010年の最終文書を実施しなければならない。また、1995年に採択された決議及び2010年に合意された行動計画に基づき、地域の当事者や共同提案/議長国（露、英、米）は、関心を寄せるNPT締約国及び国連と緊密に連絡を取りながら、中東非大量破壊兵器地帯に関する会議を中東地域のすべての国が参加する形で、可能な限りの早期開催に向け取り組まなければならない。

7. 包括的核実験禁止条約（CTBT）は、核実験不実施の規範の強化、核不拡散及び核軍縮の促進にとって重要な役割を果たしている。本賢人会議は、附属書IIにあげられた発効要件国による一日も早い署名/批准を要請し、すべての国に核実験を控えることを呼びかける。すべての国は、条約の検証メカニズム及び暫定技術事務局（PTS）の有効性を維持するためにさらなる努力をし、適切な財政支援を保証すべきである。
8. 米露の核軍備管理の枠組みは、核兵器と脅威の削減に向けたグローバルな取組の根本的な基礎を構成するものである。賢人会議は、米露に対し、核戦力のさらなる削減を確保するため、再びおたがい向き合い、枠組みを再構築するための努力を惜しまないことを要請する。最も喫緊の課題は、新戦略兵器削減条約（新START）の5年間の延長である。
9. イランの核問題に関する包括的共同作業計画（JCPOA）を、すべての要素において、すべての関係国が完全に遵守することは、核不拡散レジームの健全性にとって不可欠である。すべての利害関係国は、国連安保理決議第2231号により下支えされた、JCPOAの完全な実施を引き続き支持すべきである。
10. 北朝鮮の核・ミサイル危機が悲惨な結末をもたらすことを防がなければならない。すべての利害関係者は、本件が平和的に解決され、完全に検証可能かつ不可逆的な朝鮮半島の非核化を実現するため、あらゆる努力をすることが要請される。

## II. 橋渡しの取組

11. 核兵器のない世界を実現するための明確な共通のビジョンを生み出すため、核軍縮における分断を橋渡しするための一連の取組が立案されなければならない。「橋渡し役」を務めようとする者は、共通の基盤に向け取り得る道筋が特定され、核軍縮に向けた現実的で効果的なステップが取られるよう、分断を作り出している根本的な問題や論点について、多様な国々が率直に取り組むことを要する課題の設定について考えるべきだ。特に、核軍縮の実現に向けたアプローチは異なるものの、核兵器国と非核兵器国がNPTの目標に向け共通のコミットメントをすることは、橋渡しのための有益な出発点となるであろう。本賢人会議は、政府と市民社会組織が協力して効果的な役割

を果たせるとの認識の下、以下の取組を提言する。

### **NPT運用検討プロセスの実施の強化**

12. NPTの全締約国は、ステートメントに加え、具体的かつ実践的な提案を通じて、NPTへの当事者意識を示さなければならない。これらは、無条件に実施される自発的な取組、NPTの履行状況に関する報告や、橋渡しの提案等、各国の運用検討サイクルに対するコミットメントを示すものが考えられる。
13. 国別報告はNPTの強化された運用検討プロセスにおいてより有効に活用され得る。特に、第3回準備委員会にて核兵器国が自らの国別報告に関する説明を行い、それを受けて他の締約国や市民社会の参加者と対話型討論を行うセッションを開催することは有益である。また、核兵器国がステップ・バイ・ステップ・アプローチにおいて核軍縮に向け想定する措置に関する情報も有益である。
14. 「橋渡し役」は、透明性のための措置に関する理解を深め、そして進展させるため、以下のことを目的として、核兵器保有国と非核兵器国の両者を巻き込みながら、対話を促すイニシアティブを取ることができる。すなわち、①脅威の削減、リスクの削減への効果的な貢献、②核軍縮のプロセスにおいて生じる安全保障上の懸念への対処、③すべての種類の国、すなわち核兵器保有国、核抑止の下にある国及びTPNW推進国の間の信用と信頼を促進する。その対話は、削減のための現実的な取組、政策に関する透明性や、核戦力についての政策の範囲に関連する論点について、ステートメントの繰り返しというよりは、むしろ対話型討論の形で取り上げ得る。さらに、そのような対話の中で国別報告書の内容、形式、それに費用のあり方について検討すべきである。

### **橋渡しの基盤としての信頼醸成措置**

15. 核兵器保有国は、拡大抑止の下にある国々と協力し、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減する方法を見出さなければならない。
16. 核兵器国は、安保理決議第984号に謳われている、NPT上の非核兵器国と非核兵器地帯条約の締約国への消極的安全保証に関するコミットメントを強化しなければならない。それができない国は理由を説明すべきである。加えて、核兵器国は、表明された宣言政策が実際に機能しているかについて、より実証的に評価することを可能とする方法の提案を含め、宣言政策を信頼醸成に有効に活用するための方策を検討すべきである。

### **異なるアプローチを収斂するための基盤作り**

#### **A) 核軍縮のための要素の特定**

17. 現在、安全保障を向上させ、検証と不遵守に対する強制が可能な核軍縮

というものが何を必要としているのかという点について広く共有された理解は存在しない。核軍縮に何が必要かさらに明確にならなければ、国際社会は核軍縮に関する決定をし、また実施することは出来ない。核抑止に直接または同盟を通じて依存する国々と即時の禁止を支持する国々は、NPTプロセスやその他のフォーラムにおいて、この課題を取り上げるべきである。

## **B) 核軍縮の監視、検証及び遵守のメカニズムの構築に向けた取組の強化**

18. 核軍縮を実現するためには、効果的な監視、検証及び遵守のメカニズムの開発が必要である。そのような手段を開発するプロセスそれ自体が、核兵器保有国の間及び、核兵器保有国と非核兵器国の間の信頼醸成に資するものである。

19. 現在、核兵器国と非核兵器国を含む、単独の、あるいは複数の国が、いくつかのイニシアティブを通じて、核軍縮の効果的な監視及び検証を保証するための、技術、手法や方法論に関する研究に取り組んでいる。非核兵器国に機微な情報を開示することなく高い水準の信頼を提供する、信頼性があり、費用対効果の高い技術をその目標とすべきである。現在行われている取組は継続されるべきであり、また、そのために必要な資源が提供されるべきである。理想的には、プロセスの進展を加速化するため、現在行われているさまざまな取組の間で協力がなされ、その成果がNPT運用検討プロセスに定期的に報告されるべきである。

20. すべての関係するNPT締約国を巻き込みながら、核軍縮検証メカニズムを開発するためのさらなる努力の基礎を作るべく、機微な情報の開示なしに（そのような開示はNPT第1条及び第2条に反する）検証活動を行える可能性を保証するための技術的な研究が国連の下で実施されるべきである。

21. 効果的な監視と検証を担保すること以上に大きな課題は、違反があった場合に強制する手段を含め、各国の法的義務の遵守を担保する手段を設計し、合意することである。我々が対峙しなくてはならない最悪のシナリオは、ある国が、一つ、もしくは複数の核兵器を獲得して核兵器のない世界から「脱走」してしまうことである。すべての国に核軍縮が効果的で永続的であるとの信用を持たせるため、迅速な強制を保証する合意されたメカニズムが構築されなければならない。この必要不可欠な問題はこれまで比較のおろそかにされてきたが、この問題の研究が政府と市民社会の両者によって加速され、その成果はNPT運用検討プロセスで共有されるべきである。

22. 核兵器用核分裂性物質、即ち高濃縮ウラン（HEU）及び兵器用プルトニウムの管理は、直ちに取り組むべき命題であるとともに、軍縮にとっての必要条件でもある。各国は核兵器用核分裂性物質の生産を終了すること、そして生産を継続する国については終了できない理由を明らかにすることが奨励される。

23. この観点から、すべての国は以下に取り組むべきである。
- a) 存在する核兵器用核物質の備蓄について最高水準の物理的防護及びセキュリティの担保。
  - b) 以前兵器に使用されていた余剰核物質の不可逆的で検証可能な廃棄のための、広く受け入れられた手法の開発に向けた協力。

24. 核兵器のない世界は、核物質についての生産を規制し、既に存在する物質については計量管理、核兵器製造に使用されないための適切な保障措置、不可逆的で検証可能な廃棄についての、合意された法的拘束力のあるグローバルなレジームを必要とする。このレジームは、原子力推進を利用した軍艦や民生利用に用いられているHEUが兵器用に転用されないことについての効果的な規定が含まれるべきである。HEUあるいは兵器用プルトニウムを保有するすべての国は、その様なレジームのあり方の構想に向けて協力すべきである。

#### C) 安全保障と軍縮の関係に関する困難な問題に取り組む議題の設定

25. 核抑止の有用性に関し、各国内においても国家間においても、根本的な考え方の相違が存在している。これらの相違が核戦力の廃絶を可能とする方向に調和していくためには、まず相違が受け入れられ、そして建設的に議論される必要がある。核抑止を支持する者も反対する者も、互いの相違を粘り強く橋渡ししなければならない。核抑止は、ある環境下においては安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なものであり、したがって、すべての国はより良い長期的な解決策を模索しなければならない。

26. そこで、当面すべての国がなすべきことは以下のとおりである。

- a) 核戦争に勝者は無く、戦われてはならないことの理解の再確認。
- b) 議論に礼節を取り戻すこと。そのような礼節なしに協力はない。

27. 加えて、核兵器保有国は、以下に取り組むべきである。

- a) 核戦争遂行のためのいかなるドクトリンも控えること。
- b) 核兵器使用の脅威に立脚した威圧的行動を控えること。

28. 「橋渡し役」は、以下の論点に関する誠実な対話の場を立ち上げるべきである。

- a) 効果的な措置やベンチマークを伴う核軍縮のプロセスや枠組みの設計を追求することについて。
- b) 次のような困難な問題を含む議題を設定し、すべての国のための共通の基盤を作ること。すなわち、(1) 自衛権に関する問題（国家存立に関わる究極的な状況において、国際人道法を勘案し、核兵器の非人道的結末や文民・非戦闘員及び環境を考慮した上で、限定的な核による威嚇や核を使用する

ことが可能かどうかについて), (2) 国際の平和と安全を保持しながら核兵器のない世界を構想するにあたって, 人間の安全保障への配慮を担保することについて。

- c) 核軍縮が直面している究極のジレンマの解決策の追求。あらゆる手段によって遵守を確保することが困難になった場合に執行される適時の強制手段を含め, レジーム下での義務の遵守を担保することによってすべての国の安全をいかに保障するかを追求することについて。

(了)